

令和3年度

業務説明書（公示用）

役務名 赤坊川4号橋ほか11橋 橋梁点検調査業務

札幌市下水道河川局事業推進部

位置図 S=1:5,000



篠路新川

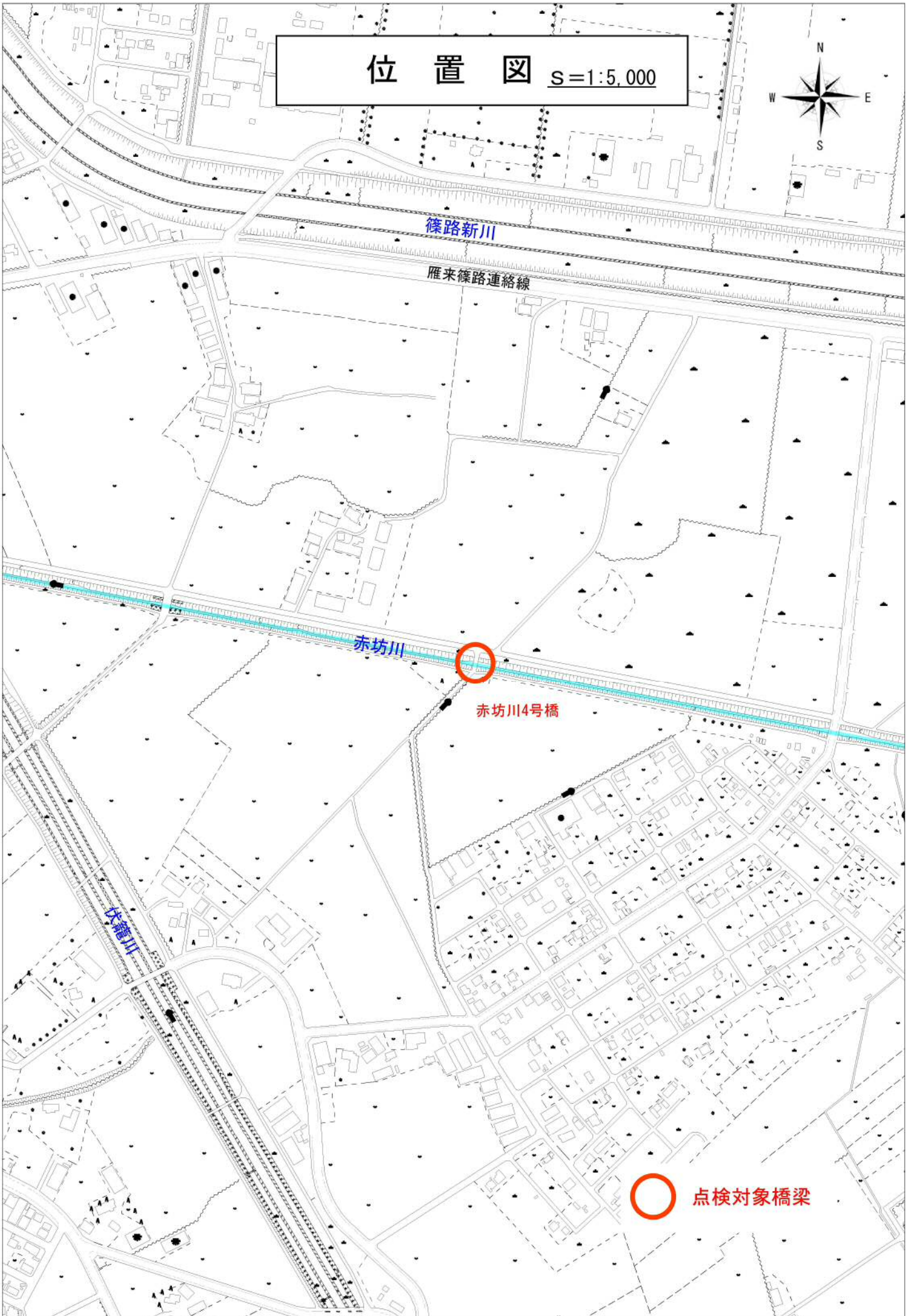
雁来篠路連絡線

赤坊川

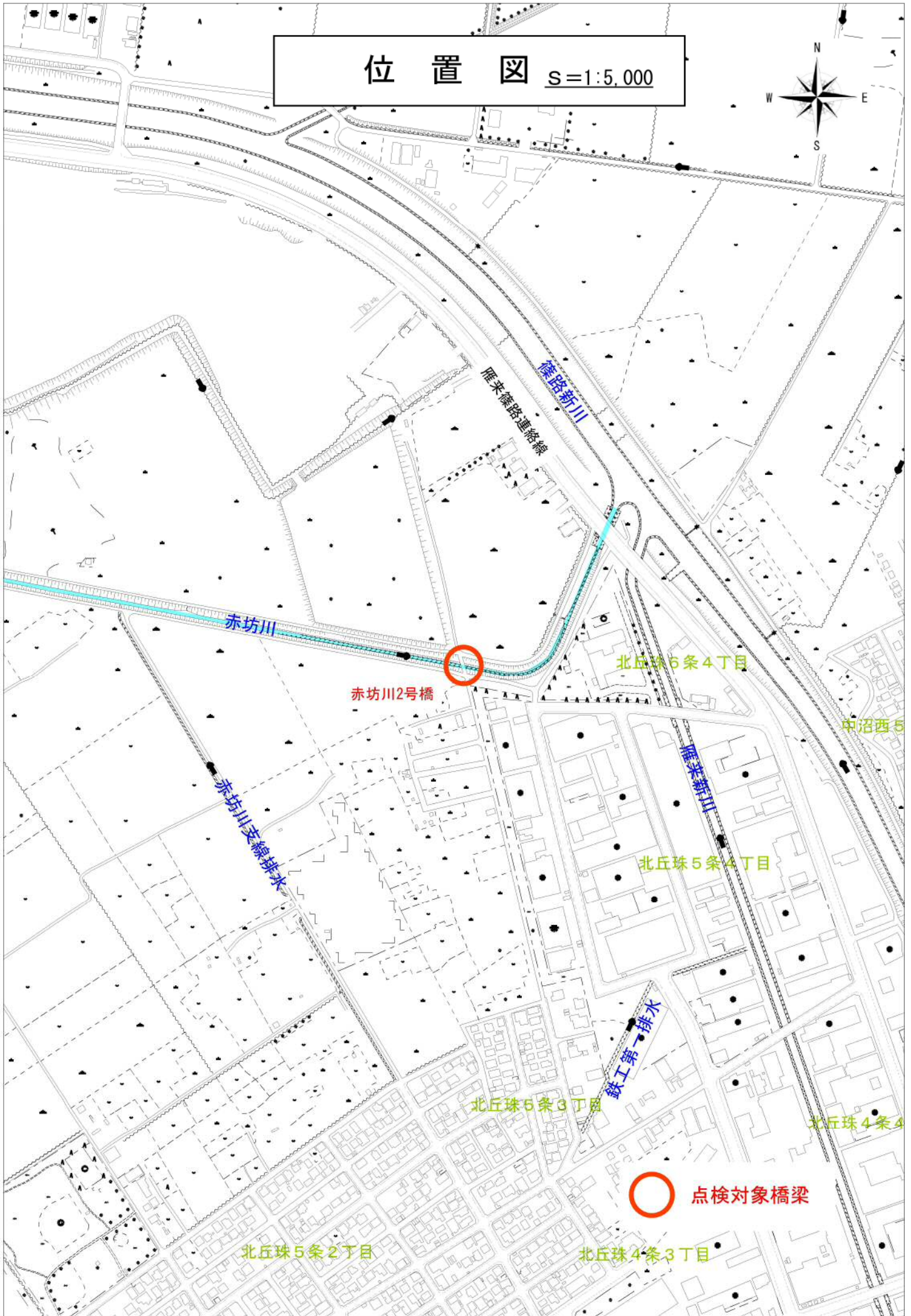
赤坊川4号橋

伏龍川

点検対象橋梁



位置図 S=1:5,000



赤坊川2号橋

北丘珠5条4丁目

中沼西5

北丘珠5条4丁目

北丘珠5条3丁目

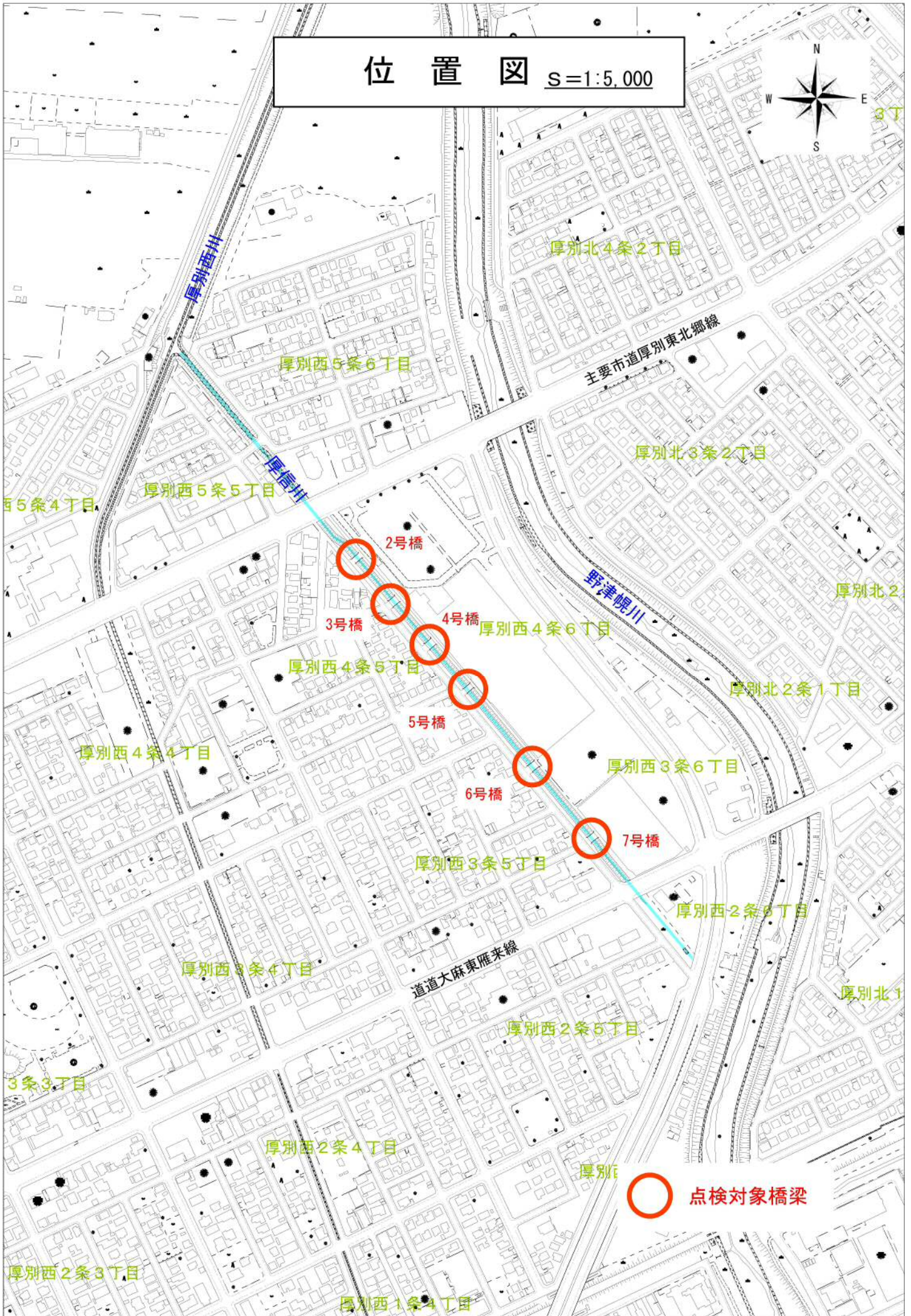
北丘珠4条4丁目

北丘珠5条2丁目

北丘珠4条3丁目

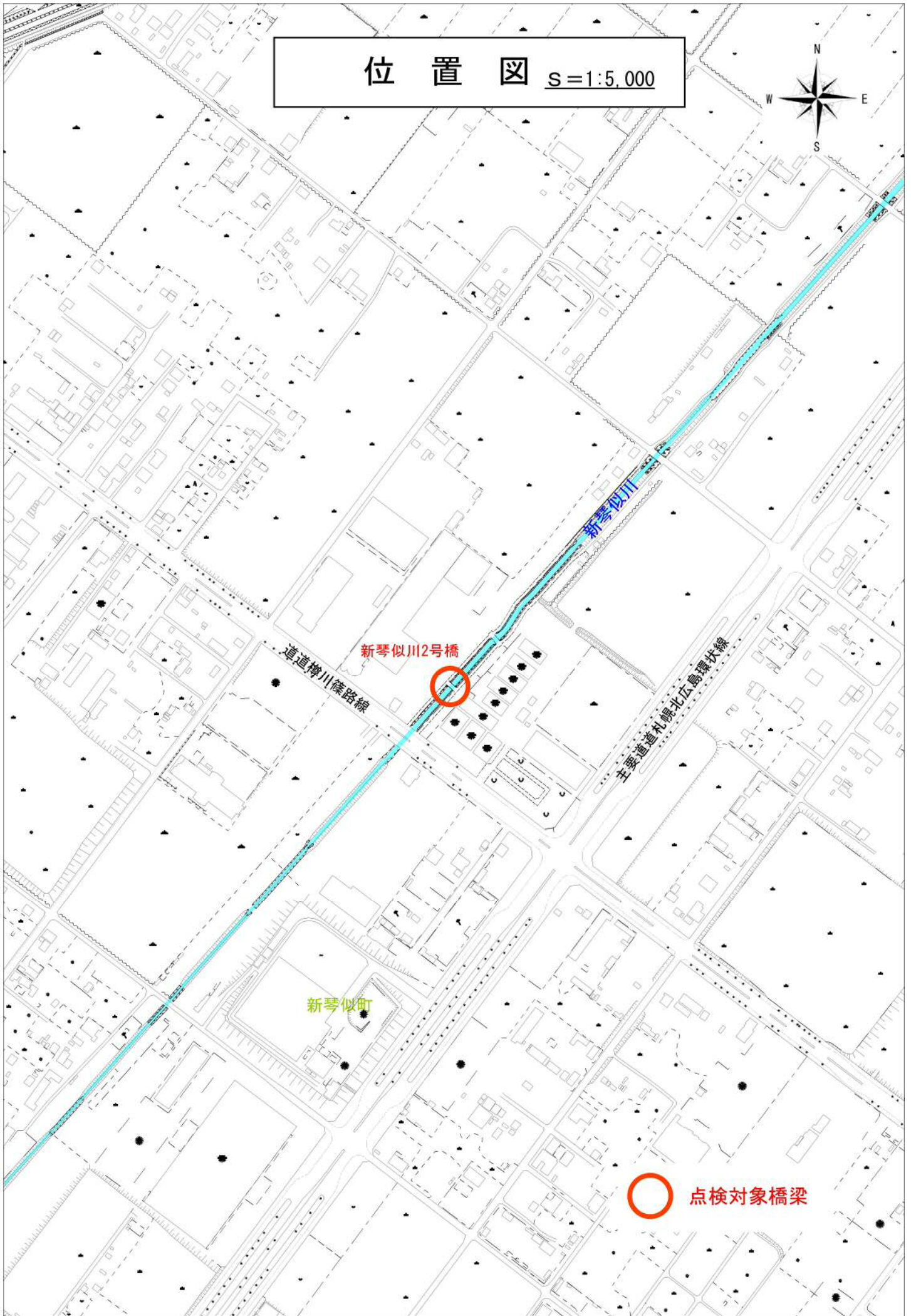
点検対象橋梁

位置図 S=1:5,000



点検対象橋梁

位置図 S=1:5,000



新琴似川2号橋

道道樟川條路線

主要道札幌北広島環状線

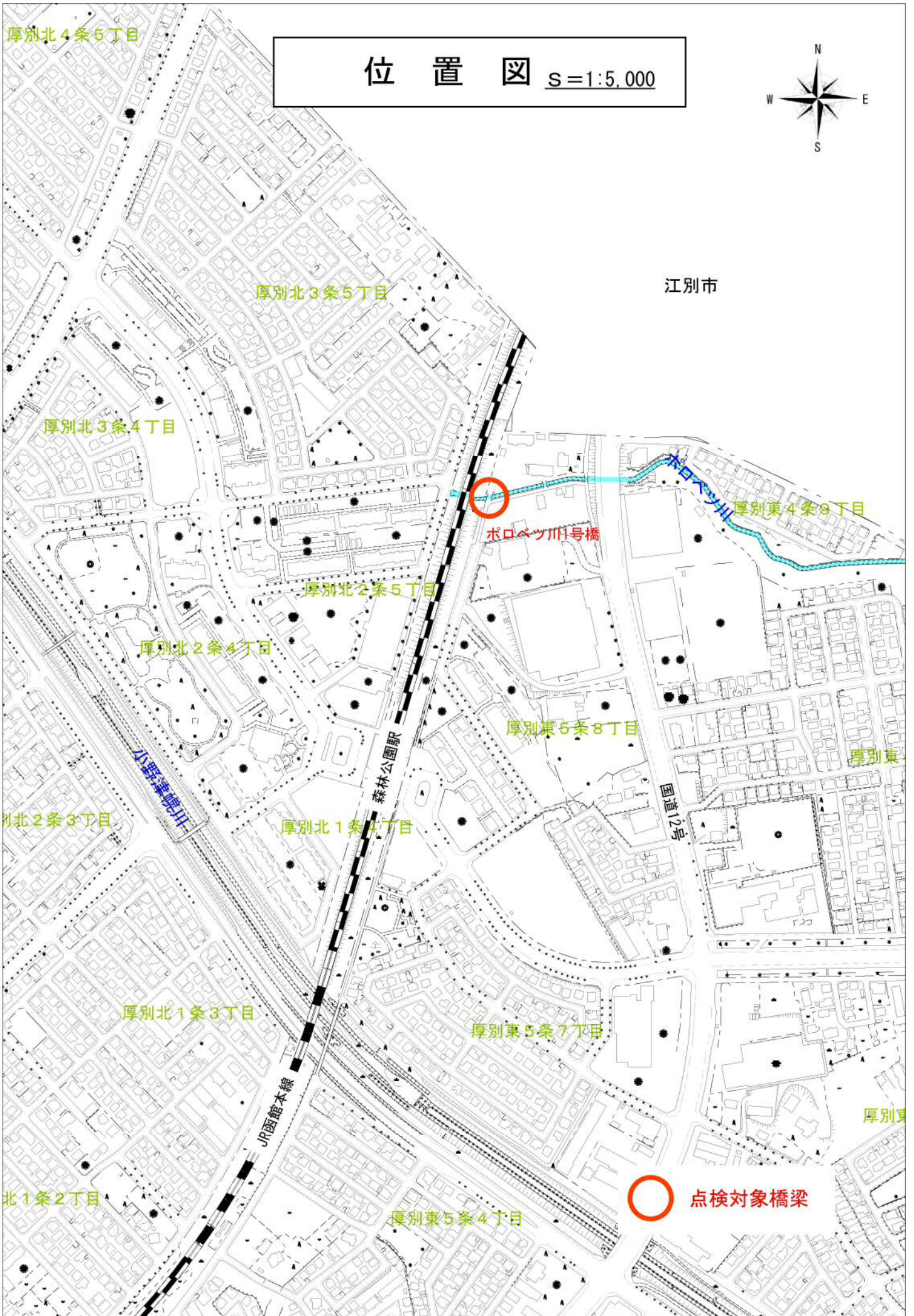
新琴似町

点検対象橋梁

位置図 $S=1:5,000$



江別市



ポロベツ川号橋

点検対象橋梁

位置図 S=1:5,000



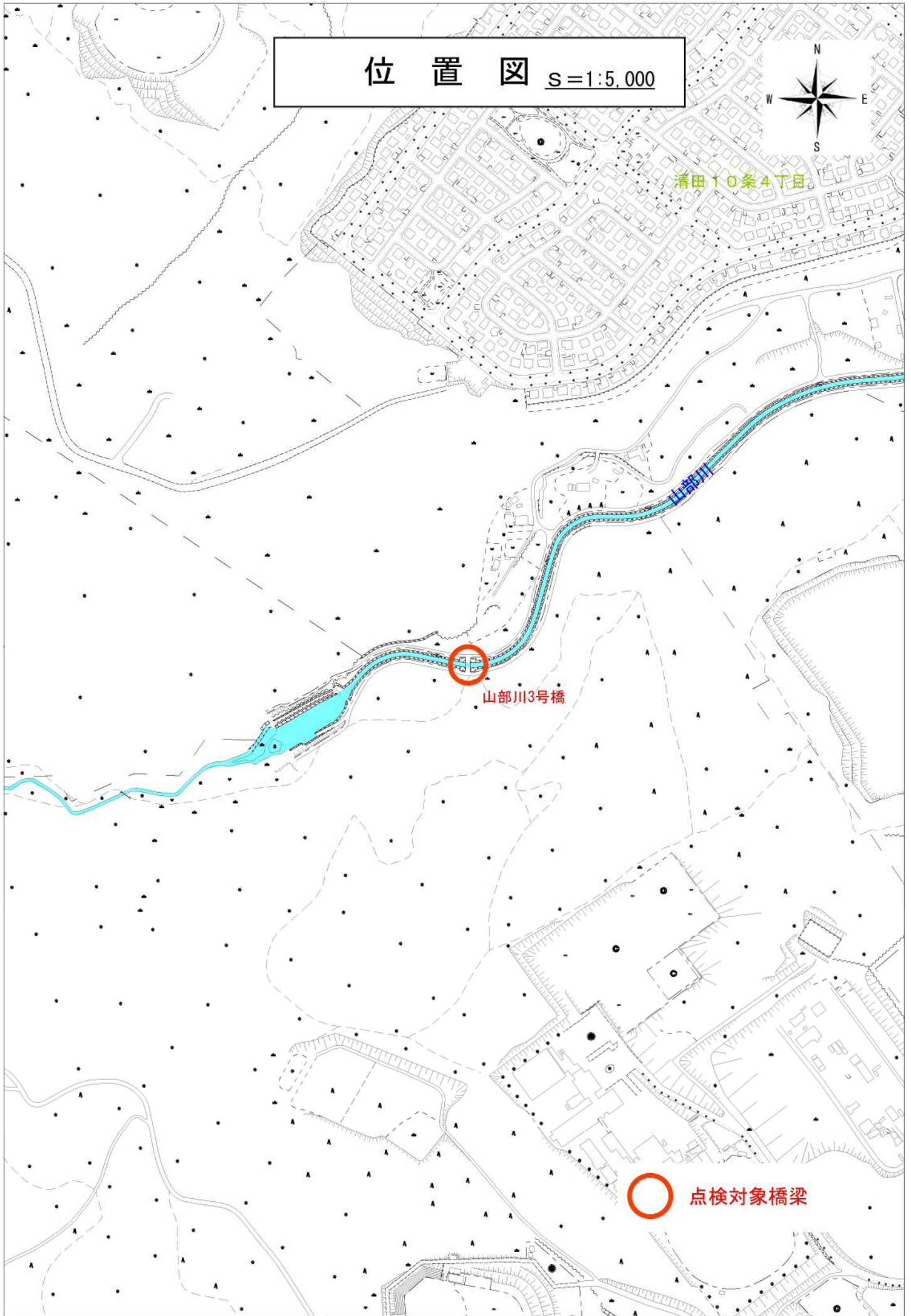
清田10条4丁目



山部川3号橋



点検対象橋梁



位置図 S=1:5,000



国道337号

景観橋

山口運河

堀川

星置

3条4丁目

星置

下手稲通

星置2条3丁目

星置2条2丁目

星置2条4丁目

星置2条1丁目

点検対象橋梁



役務名 赤坊川4号橋ほか11橋 橋梁点検調査業務

一金 総委託費 円

内訳 設計委託費 円
※上記「設計委託費」は、別添積算書(見積参考)の「設計業務価格」によるものとする。

消費税等相当額 円

役務説明

1 役務の概要

本業務は、「札幌市河川施設等維持管理計画」に基づき、本市の河川管理橋のうち準用河川（赤坊川・厚信川・新琴似川・ポロベツ川・山部川・山口運河）に架かる橋梁について、施設の健全度を把握するための点検調査を実施するものである。

2 履行期間

契約締結日から令和4年1月13日までとする。

3 仕様書等

札幌市橋梁定期点検要領、その他関係資料および特記仕様書による。

4 着手

受託者は、本役務を実施するにあたり、役務着手前に次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届（様式4）
- (2) 担当技術者等指定通知書（様式5）
- (3) 業務日程表（様式6）

5 完了

受託者は、本役務の完了後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 完了届（様式9）
- (2) 仕様書等に定める成果物

特記仕様書

1. 業務の概要

本業務は、「札幌市河川施設等維持管理計画」に基づき、本市の河川管理橋のうち準用河川（赤坊川・厚信川・新琴似川・ポロベツ川・山部川・山口運河）に架かる橋梁について、施設の健全度を把握するための点検調査（1巡目）を実施するものである。

2. 着手日について

本業務の着手日は、令和3年9月16日と想定して履行期間の設定及び積算を行っているが、契約後の着手日が想定した日と異なっても設計変更の対象としない。

3. 担当技術者

担当技術者とは、業務を担当する者のうち、受託者に所属し、かつ受託者が定めた者をいい、屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずるものを含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び協力を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

なお、業務着手時に担当技術者に関する事項等について、委託者に通知すること。

※担当技術者が下記「3. 橋梁点検員及び資格要件」における橋梁点検員の資格要件を満たす場合は、兼務可能とする。

4. 橋梁点検員及び資格要件

橋梁点検員とは、点検作業班を統括し、点検補助員との連絡を密にして点検漏れ等のないように点検調査を実施・管理し、損傷度の評価、対策区分の判定、健全性の診断を行う者をいい、業務区分・施設分野を以下の通りとする。

業務区分	施設分野
点検	橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート）
診断	橋梁（鋼橋）、橋梁（コンクリート）

また、橋梁点検員は以下のいずれかの資格を有し、必要な登録を行っていることを条件とする。

なお、業務着手時に、資格保有者であることを証明できる書類の写しを提出すること。

- 技術士〔総合技術監理部門（建設 - 鋼構造物及びコンクリート部門）〕
- 技術士〔建設部門（鋼構造物及びコンクリート部門）〕
- 国土交通省登録技術者資格

国土交通省登録技術者資格〔公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号、令和元年改正 国土交通省告示第765号）に基づき、国土交通省が登録した資格〕のうち、上記「業務区分・施設分野」に該当する資格

※国土交通省登録技術者資格による場合は、業務区分毎に橋梁点検員を定めること。

(各業務区分の資格条件を満たすのであれば、橋梁点検員は兼務可能)

※国土交通省登録技術者資格一覧 (国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

5. 点検要領

原則「札幌市橋梁定期点検要領」(以下、要領とする)に準じ(「札幌市橋梁管理システム」の使用および登録等作業に係る部分を除く)、点検および評価を行うこととする。

6. 業務内容

6. 1 定期点検

(1) 計画準備

1) 業務計画書作成

業務計画書及び詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成、関連資料等を収集する。

2) 部材番号図作成

要領に基づき、部材番号図を作成する。

(2) 現地踏査

橋梁定期点検に先立って現地踏査を行い、橋梁の変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録(写真撮影含む)する。

(3) 定期点検

1) 状態の把握(点検)及び診断(健全性の診断)

要領に基づき、橋梁点検車、あるいは梯子等を用いて、橋梁点検を近接目視にて行うとともに、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋梁毎の健全性の診断を行う。現地では、必要に応じて現地計測等も行うこと。

① チェックシート記入(径間毎)

② 損傷写真撮影(橋梁現況写真撮影含む)

③ 概略損傷図作成(径間毎)

④ 対策区分の判定(部材単位かつ径間毎)

2) 定期点検調書作成

要領に基づき、Microsoft Office Excel および Word 等により、定期点検調書(様式 0～様式 3)の作成を行う。

また、橋梁単位での健全性の診断を行うこと。

(4) 報告書作成

業務履行にあたり作成した資料のほか、定期点検調書及び別添の様式 A, B, C, D 等について取りまとめ、報告書を作成する。

6. 2 打合せ

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ（標準1回）、成果物納入時とし、業務着手時及び成果物納入時には、担当技術者が立会うものとする。

- ・業務着手時：業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、橋梁点検に必要な資料等の貸与を行う。
- ・中間打合せ：現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。
- ・成果物納入時：成果物のとりまとめが完了した時点で実施する。

7. 提出成果品

(1) 報告書（A4版製本）：2部

- ・業務概要
- ・業務報告書

(2) 電子媒体：2部

8. 諸法令の遵守について

受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

9. 作業時間帯について

本業務の作業時間帯については昼間（9～17時）としているが、必要に応じて交通管理者と協議等を行い、作業時間帯の変更等が生じた場合は、業務主任と協議し、適切に対応すること。

10. 環境への配慮

- ・本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11. その他

- ・点検を実施するにあたっては、業務主任及び関係機関と十分に協議し実施すること。
- ・民有地への出入りを主とする橋梁の場合、その出入りを著しく妨げることのないよう、通行規制等に配慮すること。
- ・橋梁点検中に、緊急の対策を必要とする損傷が発見された場合は、速やかに業務主任に報告し、指示を得ること。

- ・積算上の足元条件については、最も支配的な条件を選定しており、各部材の点検手法を強制するものではない。そのため、実際の点検手法については、原則近接目視点検が可能となるよう、業務主任と協議し選定すること。
- ・本業務における点検結果並びに成果品については、本市の同意なくして使用してはならない。
- ・本業務に疑義が生じた場合は、業務主任と協議すること。

別 記

「個人情報取扱注意事項」

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

提出様式

業 務 着 手 届

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住所)

受託者

(氏名)

印

下記業務（役務）は 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

様式5 技術者等指定通知書（役務用）

<h2 style="margin: 0;">担当技術者等指定通知書</h2>		
年 月 日		
札幌市長 秋元 克広 様		
(住所)		
受託者		
(氏名) ㊟		
役務番号	役務の名称	
上記業務（役務）に係る担当技術者等を次のとおり定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考

- ・ 「区分」欄には、業務内容に応じ、名称をそれぞれ記載すること。
- ・ 技術者等と受託者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

(様式 5 別紙) 技術者経歴書 (役務用)

○○技術者 経歴書				
現住所				
氏名		生年月日	年 月 日	
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻学科	
	年 月			
職歴	年 月	入社 (年 月退職)		
	年 月	入社		
技術資格	年 月		取得No.	
	年 月		取得No.	
主要業務経歴		業務名	受託金額 (千円)	履行期間
	直前1年分			年 月 年 月
	直前2年分			年 月 年 月
				年 月 年 月
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 ⑩				

注) 最終学歴は、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校、各種学校等は記載しないこと。

業 務 日 程 表

年 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

(住 所)

受託者

(氏 名)

印

下記業務（役務）について、別紙日程をもって履行します。

記

1 役務番号 第 号

2 役務の名称

3 履行期間 着 手 平成 年 月 日

完 了 平成 年 月 日

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

名 称

上記役務は、年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

備考 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

(以下、札幌市使用欄)

受付	年 月 日	完了を確認した職員	印
----	-------	-----------	---

課 長	係 長	係

年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名